

日 時	平成27年7月24日(金) 14:00~16:00	場 所	下関市役所新館5階会議室
委 員	横山眞佐子委員、宮川雅美委員、藤本由季委員、林陽一郎委員、小川雅美委員、梶山正迪委員、田中義道委員、中川浩一委員、今村方子委員、高杉志緒委員、太田英弘委員、若松佐織委員、藤原康子委員、高山剛委員、西本和史委員、古賀はるみ委員、藤野裕子委員、宗田由美委員、小林淳子委員、		
事務局	[こども未来部] 佐伯部長、伊藤次長、木村次長、川口こども育成課長、田村こども家庭課長、柿澤こども保健課長、田中こども育成課長補佐、下田主査、大井主査、藤野主査、森本係長、斎藤係長 [教育部] 石田参事(学校支援課長)、光吉教育政策課主幹、藤井学校教育課主幹		
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付式及び平成27年度第1回審議会次第 ● 審議会委員名簿 ● “For Kids”プラン2015(概要版含む) ● 平成27年度実施計画 ● “For Kids”プラン2015取り組み状況について(説明資料一式) 		

○事務局(藤野主査)

お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから下関市子ども・子育て審議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、子ども・子育て審議会の事務局を務めておりますこども育成課の藤野と申します。このあと会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

下関市子ども・子育て審議会委員委嘱状交付式

○事務局(藤野主査)

それでは、ただいまから、下関市子ども・子育て審議会委員委嘱状交付式を始めます。前審議会委員の任期満了に伴いまして、このたび19名の方に委員にご就任いただくことになりました。

それでは、市長から委嘱状を交付いたします。これから、私がお名前を読み上げますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。順番はお手元に配付しております名簿の順とさせていただきます。

それでは、市長をお願いします。

【名簿順に読み上げ・委嘱及び任命】

以上で委嘱状の交付を終了いたします。

それではここで、市長がご挨拶申し上げます。

○中尾市長あいさつ

下関市子ども・子育て審議会委嘱状交付式にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素から教育・福祉行政をはじめ市政各般にわたり、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、この度は、ご多忙のところ、下関市子ども・子育て審議会委員をお引受いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、我が国の少子高齢化はますます進行し続けており、核家族化や地域のつながりの希薄化など社会環境は大きく変化しております。そのような中、今年4月に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしました。この制度は、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充

実を図ることを目的としているものです。

本市におきましても、今年3月に「For Kids（フォーキッズ）プラン2015」を策定し、新制度の推進に努めるとともに、市独自の子育て支援施策として、第2子保育料軽減事業、妊娠・子育てサポートセンターの設置や川棚こども園の開園など、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

今後とも、「For Kids（フォーキッズ）プラン2015」の基本理念である「ともに支え合い ともに学び 成長し みんなの笑顔があふれるまち 下関」を実現するため、行政だけでなく、家庭や地域、事業所、地域全体が連携・協力し、次代の下関市を担う子どもたちの、健全な成長を支えるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちを目指してまいります。

結びに、委員の皆様には、引き続き、本市の子ども・子育て支援事業の推進にご支援ご協力を賜りますとともに、これから2年間、審議会委員としてお力添えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○事務局（藤野主査）

以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

市長はこのあと別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

平成27年度第1回下関市子ども・子育て審議会

○事務局（藤野主査）

それでは、引き続き、平成27年度第1回下関市子ども・子育て審議会を開催いたします。

この度就任いただきました審議会委員の総数は19名で、本日は18名のご出席いただいております。本日の会議は、過半数の出席がありますので、下関市子ども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。（その後、19名全員の出席となる）

それでは、改めまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。私がお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、簡単にご挨拶をいただければと存じます。

それではご紹介いたします。

【名簿順にご紹介】

ありがとうございました。

それでは、引き続き、本日出席をしております職員を紹介いたします。

【出席職員を紹介】

以上で、職員の紹介を終わります。

それでは、議事に入る前に、会議の運営について、事務局からご説明申し上げます。

まず、審議会の事務局ですが、下関市子ども・子育て審議会条例第9条に「審議会の庶務は、こども未来部において処理する。」とありますので、審議会の事務局は、こども未来部こども育成課こどもプラン係が担当いたします。

次に、会議の公開につきましては、条例第7条に「会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。」とありますので、原則、公開とし、傍聴のご希望があった場合はお受けすることになります。

なお、審議会の議事録につきましては、会議終了後、事務局にて要旨をまとめ、委員の皆様にご確認いただいたのち、公表させていただきます。

それでは、議事に入ります。まず会長の選出にまいります。

会長・副会長につきましては、下関市子ども・子育て審議会条例第5条に、「審議会に会長、副会長を置く。委員の互選により決める」とございます。

まず、会長の選任について、委員の皆様からの推薦はございますか。

○委員

前回の審議会でも会長をされた横山委員を会長に推薦します。

○事務局（藤野主査）

ただいま、田中委員より横山委員のご推薦をいただきました。皆様いかがでしょうか。

「異議なしの声」

ありがとうございます。それでは、横山委員、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。それでは、横山委員には会長席にお移りいただきます。

それでは、ここからは横山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長

それでは、次に副会長の選出をいたします。条例には、「副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する」とあります。どなたか推薦はございますか。もしなければ、私の方から推薦をさせていただきますか。

宮川委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

「異議なしの声」

それでは、宮川委員、どうぞよろしく願いいたします。副会長席へご移動ください。

○会長

それでは、次の議事に入ります。

○藤野主査

「“For Kids”プラン2015の取り組みについて」、事務局から説明をさせていただきます。

○川口課長

それでは、「“For Kids”プラン2015の取り組みについて」ということですが、その前に下関市子ども・子育て審議会について、改めてご説明させていただきます。

この「子ども・子育て審議会」について、資料をお配りしておりますが、設置の背景は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されまして、子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されることになりました。その新制度では、各関係者のご意見を聴く仕組みとして、子ども・子育て会議の設置が規定されました。市町村に対しても、地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として規定されましたので、本市におきましても、子ども・子育ての政策プロセスに関与していただく仕組みとして、平成25年3月1日に「下関市子ども・子育て審議会条例」を制定しまして、同年5月に「下関市子ども・子育て審議会」を設置して、今日に至っております。

審議会の概要については、審議会が担任する事務として、条例第2条に規定されております。特定教育・保育施設の定員について意見を述べること、2番目に、特定地域型保育事業の定員について意見を述べること、

3番目に、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更する際に意見を述べること、4番目に、その他子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること、5番目に、下関市が幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止又は施設の閉鎖及び認可の取消しを行うことについて意見を述べること、となっております。

また、審議会の構成員は、先ほどから紹介させていただいておりますとおり、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外の者、子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者となっており、人数は20人以内とあり、今回19名の方にご就任いただいた次第でございます。任期は2年間となっております。この審議会は条例の規定により設置された附属機関という取扱いになります。以上です。

○木村部次長

それでは次に、今回が初めての審議会ということで、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、まず私の方から、子ども・子育て支援新制度と“For Kids”プラン2015の概略について説明をさせていただきます。

手元に、「子ども・子育て支援新制度」について、子ども・子育て支援新制度の仕組みと対象事業、下関市立就学前施設の整備基本計画の3つの資料をご用意いただけますか。

それでは、まず「子ども・子育て支援新制度」について概略を説明させていただきます。

1子ども・子育て支援新制度のポイントについて、1つめは、待機児童の解消、小1の壁の打破ということが第1に考えられます。下関市でも秋には待機児童が出てきます。今年は秋ではなく、夏、来月から生じるのではないかという状況です。小1の壁の打破というのは、保育園にはなんとか入れたけれど、小学校に上がった児童クラブに入れなかったという状況になり、壁があるということです。下関市も昨年度までは3年生まででしたので、なんとか待機児童を作らずにやってきましたが、今年は保育園と同じようになかなか大変な状況になっております。それから、子育て不安の解消です。子育てに不安を抱えているお母様方お父様方が多くなっておりますので、なんとかこれを解消して子育てを自信を持って笑顔でできるようにならないと、なかなか少子高齢化の時代に立ち向かっていかれないということです。

そのような子どもをめぐる諸課題を解決し、少子化の進行を食い止め、子どもを産み育てやすい社会の実現をめざすことが、新制度のポイントのひとつです。

次に、この子ども・子育てについては、今まで一生懸命子育てサイドの方だけががんばろうと、エンゼルプランや新エンゼルプランで頑張ってきましたが、なかなか掛け声だけでお金が伴わない状態になっておりましたが、消費税率10%への引き上げにより確保すること、このお金を確保するということが大きな特徴です。0.7兆円程度、追加恒久財源の0.4兆円、これはまだ見通しがありませんが、これを確保して子育て支援の質、量の両面の拡充を図るということです。10%の引き上げと申し上げましたが、実は8%から10%に引き上げが先送りされました。しかし、子育てにつきましては先送りとならないように、優先してお金が平成27年度に振り分けられたという状況にあります。

もう一つ大きなポイントが、新制度の取り組みは市町村が中心となって進めるということでございます。国でもなく、県でもなく、基礎的自治体である市町村が中心となるというのが大きなポイントとなっております。地域の子育て支援のニーズをアンケート調査等でまず把握をして、そして市町村子ども・子育て支援事業計画を、その市町村に合った事業計画を立てなさい。そして、それを計画的に整備していきましよう。この子ども・子育て支援事業計画が、あとで説明いたします“For Kids”プラン2015として下関市は策定をしたものです。

次に、子ども・子育て支援新制度の意義について、改めてご説明させていただきます。先ほど申しましたように、①消費税増税分を活用して、ということです。社会保障と税の一体改革により限られた予算の中ではございますが、これを社会全体で育てるということで、消費税というのはどなたも物を買わないで過ごす事はできませんので、全ての人が消費税を払うことになります。このお金の増税分を活用して、さらに質、量を高めましょうということです。社会全体で、子どもの育ち、子育てを支えるということがポイントの1つです。従来は高齢者の3経費、基礎年金、老人医療、介護にお金を回そうとしておりましたが、それではいけないということになりまして、改革後は社会保障4経費として、年金、医療、介護、子育てとなりました。全世代対応型のものにして、未来を見据えた画期的な改革となったわけです。2番目に待機児童の解消です。国レベルで考えましたら、毎年4~5万人の受け皿を増やしていこうとなっております。昨年はこの子ども・子育て支援新制度が始まる前の年で、10万人の受け皿を増やしました。しかし毎年2万人程度の待機児童がなくなる状況です。預けるところができるのであれば働きたいというお母さん方が増えていて、いちごっこのようなところもありますが、働きたい方には働いていただく、そうではない方で家庭で子育てをしたいという方には子育てに頑張ってくださいと、選択ができる世の中にと、待機児童が解消できることも大きなポイントの一つです。次に幼児教育の機会を保障するという事です。幼児教育というものはすべての子ども達に必要なことですので、この機会を保障するという事も大事な意義のひとつです。それから、4番目、地域の実情に応じて、認定こども園制度を活用するという事です。人口減少地域では子どもの数が少なくなっております。人口減少地域では、認定こども園というのは大きな助けになるものです。大都市部ではもちろん待機児童の解消策のひとつです。認定こども園についてはのちほど詳しく説明させていただきます。5番目に、在宅の子育て家庭を含め、支援するという事です。社会全体で支えるということですが、支えられる側も、一部の子どもや子育て家庭ではなく、全ての子ども、子育て家庭ということですので、教育・保育施設に通う子どもやその家庭だけではなく、3歳未満の在宅で子どもを見ているご家庭への支援も重要であるということでこの新制度は成り立っております。6番目、地域の実情に応じた子育て支援を展開するという事です。ニーズを把握してその市町村にあった施策を考えていくということで、実情に応じた形でやっていこうというものです。7番目、当事者参画、地方版子ども・子育て会議等を活用して、子ども・子育て支援を進めるということです。今日のこの会議はまさに地方版子ども・子育て会議でございます。下関市ではこの地方版子ども・子育て会議を「子ども・子育て審議会」としているところです。前回まで、この会議については、計画を作ることにご参画をいただいておりますが、計画を作ってしまったらそれでいいということではありません。これからは、計画を策定しただけで終わらせるのではなく、子育て支援施策の実施状況や計画の進捗状況など、政策の点検、評価、見直し、PDCAサイクルが大切ですので、その役割を担っていただく、そして子育て当事者だけではなく、社会全体ということで、労働団体の関係や経営者の関係からも参画いただいているところです。子育ての支援をする側ばかりでなく、会社に勤めているということも大きなポイントとなっております。

次のページ、教育・保育の場の選択肢を増やすということも今回の新制度で新たにできたものです。幼稚園、保育所はみなさんご存じのことと思います。認定こども園と地域型保育はなじみのないものと思います。認定こども園については、お父さんお母さんが働いているいないにかかわらず、0歳~5歳まですべてのお子さんを対象に支援をするものです。認定こども園というものは前からあった施設ですが、幼保連携型認定こども園を制度化しました。これは学校であり児童福祉施設であります。改定されました認定こども園法に基づく単一の認可となっております。これまでは学校としての認可、児童福祉施設の認可と2つの認可を持っておりましたが、幼保連携型認定こども園という1つの認可で、下関市は中核市ですので、下関市が認可を行うことになっております。したがって、指導・監督も下関市が行うことになっております。財政措置は

施設型給付で一本化ということですが、カラー刷りの資料をみていただけますか。財政について一本化というのは、今まで幼稚園は文科省、保育所については厚生労働省ということで、バラバラに補助金とか交付金とかがきておりました。いろんなところで一本にまとまらなかったものですから、あちこちでやっていたという状況でした。子ども・子育て新制度では一つにまとめましょうということで、教育も保育も家庭での子育て支援も含めて一つの支援事業計画を作って県を通じて国へ提出する。そしてその提出した事業計画に基づいて、国から子ども・子育て支援交付金としてお金が下りてくる。それを使って市町村が市のお金を加えて事業をしていくということです。資料の①子どものための教育・保育給付があります。施設型給付は幼稚園、保育所、認定こども園が、バラバラの給付ではなく同じものである。認定こども園は幼稚園の給付があり、保育所の給付があるということではなく、認定こども園としての一本の給付であり、しかも、幼稚園も保育所も同じお金の流れであるということです。そして、その下の地域型保育給付は、0歳から2歳の小さな施設、保育所は20人以上ですので、今までは認可外の施設としての施設もきちんとした内容が伴っていれば認可を与えて、そして、国、県、市のお金がきちんと流れるようにしましょうと、新しく制度化したものです。施設よりも少人数の子どもを預かる事業にも同じようにお金を出していこうというのが子ども・子育て支援新制度です。

それでは、戻って、4番、子ども・子育て支援法に基づく「すべての子ども・子育て家庭」を対象とした支援について、3番は施設側からみて4つの施設があると申しました。この4つの施設については、給付という形をとって毎日子どもが施設に通うというものです。4番は施設側ではなく、子どもの年齢、ご家庭の事情によって分けたものです。上の方は大きなお子さん、3歳から5歳、下の方は0歳から2歳の小さなお子さんとまず分けています。そして、左半分はお父さんお母さんが家庭にいて一緒に過ごす事が多い世帯で家庭以外で保育を必要としない世帯、右側は仕事や介護などで子どもを見られないことが多い、家庭以外の保育を必要とする世帯に分けた図です。そして、1号認定、2号認定、3号認定という言葉を使っておりますが、子ども子育て支援法第19条第1号第2号第3号という法律用語がそのままこの言葉となっております。3番にもどのような子どもが通うことができるかということで、言葉でも書いておりますが、1号2号3号としております。左下の地域の子ども・子育て支援を太枠で囲ませていただきました。こちらの方は毎日施設に通うわけではない子どもを育てている家庭です。0歳から1歳では72%がここに当たるということで、この支援が不足しているのではないかと、この支援が不足するということは子育ての不安や子育ての負担感が大きくなって、極端な場合虐待につながってしまうということがあるとはいけないということで、こちらの支援も強化をしていかなければならないと考えているところです。中身としては、いろいろなものがありますが、大きなものとして、一時預かり、ご家庭で子育てをしながら不安感の解消のためフレッシュしたいという場合や冠婚葬祭のため子どもを預けなければいけないとか、保育園に通わせるまでもないけれど、短時間のパートや時々アルバイトが入るなどのような時に預かってもらえるという一時預かりという制度があります。それから、親子で通う子育て支援拠点という事業、認定こども園では地域の在宅の子どもの支援もするというのが条件ですので、そういう子育て支援機能を使って不安を和らげて下さいというものです。下関市では一時預かりの拡充を行うということで基本的な一番にここが必要かなということで予算をたくさんつけているところです。

次のページ、「認定こども園」制度化の背景ですが、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、地域の実情によっては必ずしもこれまでの取組、幼稚園、保育園だけでは対応できない状況が顕在化してきたということです。①～④までいろいろな事情があるということで、①は親の就労の有無で利用施設が限定されてしまう、親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園ということで、地域の子どもは分断されてしまうという状況が起きてきます。②少子化の進む中、幼稚園、保育所別々では子どもの育ちにとって大

切な子ども集団が小規模化してしまっている、とても小さな集団になってしまっている。そしてそれは、行政側から見れば、また税金の使い道からすれば、運営が非効率であるという問題も起きています。③保育所待機児童が全国で2万人存在する一方で、幼稚園利用児童は10年で10万人減少しているという状況です。④育児不安の大きい在宅の子育て家庭への支援が不足しているという状況です。こういう状況を、地域の実情に応じた新たな選択肢としての「認定こども園」が制度化されたということです。

1番の解消方法としては、認定こども園では、①お隣のお友達と同じ園に通えるということです。下関市では13園の認定こども園がこの春に誕生しましたが、王喜こども園や豊田下こども園、菊川こども園や吉田緑こども園についてはたくさんの人口がいるところではありませんが、選択肢として近くの園に行けるということができたのではないかと思います。②近隣の幼稚園や保育園を統合して一つの園にということについては、平成21年から制度化されたものではなかったのですが、下関型として西市こども園、豊北こども園というのを作っております。たくさんの幼稚園や保育園を統合してひとつのこども園として運営をしております。本年度からは川棚こども園が川棚幼稚園と川棚保育園を統合してできました。そして、今計画をしております本庁地区のこども園につきましては、3保育園と3幼稚園の実に6つの園をひとつにしようとするものです。③待機児童となっている子どもを受け入れられる園にということです。長府幼稚園、もみじ幼稚園、下関天使幼稚園が今年から幼稚園ではなく認定こども園として、保育園タイプの親御さんが働いていらっしゃる子どもさんも受け入れて下さることになり、待機児童の解消に役立っているのではないかと期待しているところです。④3歳未満の子と親と一緒に当園して、相談したり友達作りの出来る園にということで、子育て支援センターを併設している園もたくさんあります。子育て支援センターを併設していなくても在宅の子育て支援を行うことが義務となっておりますので、何らかの形で、王喜こども園については隣の公民館で子育て支援を週1回するとかという形をとっております。そのような形で多様なニーズに対応することで認定こども園が制度化されたということです。

それから、利用者負担について、保育料は、これまで幼稚園については、保育料は園ごとに決まっていた、保護者に対しては就園奨励費としてキャッシュバックという形で、あとで所得に応じてお金をお返しするという形で、園にご足労いただき手続きを行ってまいりました。

一方、保育園は初めから私立・公立に関わらず同じ保育料で、園ごとに決められるものではありません。ご家庭の所得の状況によるものです。

新制度になりましたら、新制度に移行した保育園、こども園、幼稚園の1号、2号、3号で所得の状況に応じて、保育料が定まるということになります。国が定めた保育料を上限として、市町村が定めるということになっており、下関市は国の定めた保育料よりずいぶん低い保育料を設定しているところです。ただ、幼稚園については、新制度に移行しないという選択ができるため、移行していない幼稚園はこれまでどおりの保育料ということになります。

次のページ、多子世帯の保育料の軽減について、少子高齢化を食い止めるためには、ひとりでもたくさん子どもを産んでいただくことが重要ですが、次の子どもを産むことの経済的な負担を軽減するために、多子世帯の保育料の軽減という制度を設けております。この表は国の制度です。保育所、幼稚園、認定こども園を兄弟で利用する場合に、最年長のこどもから順に、2人目は半額、3人目は無料となる制度です。幼稚園は小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合に適用され、一方、保育園は同時入所が2人の場合にカウントされます。山口県では、20歳未満の兄弟から数えて3人目の子の保育料を半額または4分の3に減額される制度があります。下関市は、国・県の制度外であっても場合によっては援助していく、小学校3年生までの兄弟から数えて2人目の子どもが保育所に入っている場合の保育料を半額または4分の3に減額する、先ほど市長のあいさつにもありましたが、

下関市独自の政策として始めたものです。

次に8番目、支援事業計画について、このポイントとしては、量の見込みをアンケート調査からとらえて、その量に見合った支援の確保をしていくということです。そして、事業の整備をしていくことということです。これについて、例えば、特定教育・保育施設が量の見込みより少なければ、新しく園を増やしていくことや、園の定員を増やしていくことになります。

逆に不足がなければ認可の申請があっても認可しないということで、無駄のないように、不足がないようにしていくことになっています。認可というのは教育・保育施設なんですが、教育・保育だけでなく、他の事業であってもすべて量を把握して、そのニーズを満たすためのものを整備していく必要があるということです。

また、地域子ども・子育て支援事業については、のちほど詳しく説明しますが、①～⑬までの事業、⑪⑫は新しい事業で下関市はまだ取り掛かっていませんが、①～⑩と⑬の事業については、ニーズを把握して、子ども・子育て支援新制度で提供体制の整備を図っていくとするものです。決して施設だけではなく、他の方法でもニーズに合わせていくというものです。

もうひとつ、下関市立就学前施設の整備基本計画があります。足りなければ増やしていくというものもありますが、小さな施設があちこちにバラバラあって、老朽化が進んでいるというのが公立の保育園や幼稚園の実情でありますので、これをそのままの状態、ずっと維持していくということが税金の使い道としても好ましくない状況であり、老朽化しているということは耐震化ができていないところもあるということもありますので、その辺についても計画的に対応しようということで、このような計画を立てたところです。これも支援事業計画を立てるときに皆さんにご提示をして、パブリックコメントもいただいて、計画を立てたものです。これに具体的な取り組みについてこれから進めていかなければならないということです。

支援新制度の説明は簡単ですが以上です。受付においておりました「なるほどBook」には、国が作りしました制度について詳しく説明されています。ご入用の方はお持ち帰りください。

それでは、“For Kids”プラン2015について、あらかじめご自宅にお送りしており、本日ご持参いただいていると思います。この内容について、簡単に説明させていただきます。

“For Kids”プラン2015というのは、表紙にありますように、先ほどから説明しております下関市子ども・子育て支援事業計画に加えて、下関市次世代育成支援行動計画の2つを兼ねているものです。次世代育成支援対策推進法がこの3月に終わる予定でしたが、まだできていないということで、10年延長されて、新たな認定制度が創設されたところです。「くるみんマーク」というものをご存知でしょうか。企業に対して交付されるものですが、子育てをサポートしていますという会社が申請し、基準を満たしていれば認定されるというもので、企業についても行動計画を立ててもらおうということです。車の両輪ですので、子育て支援だけ頑張っても、働く側の体制が整わなければ育休や産休が取れない状況もあるので、こちらの取組みも必要であるということで10年延長されました。これについても行政側としては、行動計画として新しいものを作ったということです。ちなみに、市内に本店がある企業では、くるみんマークをもつ企業が4つあります。医療法人茜会、医療法人愛の会、株式会社社中冷、社会福祉法人法愛会が取得しています。新しい次世代法では、プラチナくるみんというものがあります。

次に計画の4ページに、計画の期間は5年間で、アンケート調査は平成25年9月に実施しており、回収率はいい方ではないかと思っています。やはり当事者の方にアンケートをしましたので、関心が高かったと思います。とてもボリュームのあるアンケート結果になっており、ホームページでもご覧

いただけます。

次に172ページ、計画の策定の経緯は、平成25年5月から平成27年2月までの期間に審議会を開催していただき作ったものです。

9ページに戻って、下関市の少子化の現状ですが、このように下がってきております。次のページに、合計特殊出生率ですが、H24年度の下関市の合計特殊出生率は1.37で、山口県は1.52で全国の1.41より高いにも関わらず、下関市は低くなっています。これを上げていかなければいけないという考えでおります。

21ページからは、次世代育成支援行動計画で、以前作ってございました“For Kids”プラン2010の検証ということで、成果と評価が必要と2年前の審議会でも言われましたので、載せております。60ページには目標事業量及び成果指標の達成状況を載せております。ここまでは次世代の話です。

65ページ、計画の基本的な考え方です。下関市の計画の基本理念は、「ともに支え合い ともに学び 成長し みんなの笑顔があふれるまち 下関」です。前回の2010には「ともに学び」という言葉がありませんでしたが、幼児教育という言葉は大切ということで、この新制度の意義の一つとなっているので、この言葉をいれているところです。

次に75ページ、量の見込みと確保方策ですが、先ほど量を見て計画していくことが必要と申しましたが、下関市を10区域に分けて、それぞれの量とそれに対する確保について載せているところです。

119ページからは、全体を基本目標に沿って整理をしているものです。この毎年度どのようになるのかは実施計画となり、このプランと一緒に送っていますが、5年間毎年実施計画を作っていくということになります。

135ページ、これが今度の新しい計画の目標事業量及び成果指標となります。今このような状況にあるけれども、31年度にはこのようにしようということで目標を立てているところです。

139ページ、推進体制について、計画に対し一体となった推進体制が必要ということで、全ての社会の構成員が取り組んでいくということです。

140ページに図があります。国、市を含めて支援していく、消費税をプラス財源として使っていくということです。子ども・子育て審議会は、計画推進の検証・評価をしていくということで、よろしくお願いします。

それでは、平成27年度実施計画について、平成27年度がスタートして4ヶ月近くたちますが、現在の取組状況について、田中から説明いたします。

○田中こども育成課長補佐

今、“For Kids”プラン2015の説明までさせていただきました。これから実施計画の内容になりますが、“For Kids”プラン2015では基本目標とか大きな目標をお示ししており、これからお話する実施計画は、その目標を達成するための全庁的な事業についてまとめたものが実施計画となります。

事前にお送りした実施計画は事業が大変多いため、本日説明をさせていただく内容は、こども未来部の事業を取り上げてみていただきたいと思います。

こども未来部の事業は、地域子ども・子育て支援事業の13事業のうちの11事業を実施しています。その11事業を最初に説明させていただき、最後は市内の就学前の入所の状況について載せております。

まずは、地域子育て支援拠点事業について、これは乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うものです。市内に14施設プラスふくふくこども館があります。ふくふくこども館はこの中に含まれておりません。

この支援センター連絡協議会の会長を中川先生にさせていただいております。

2番目は一時預かり事業をご紹介します。一般型、余裕活用型、そして幼稚園型一時預かりをご紹介しますが、一般型、余裕活用型は従来の保育園がやっている事業で、就学前施設に入っていない方が突発的な事情などで、施設を利用したいということで利用されるものが一般型、余裕活用型です。幼稚園型一時預かりは、その幼稚園に在園されているお子さんが利用するというタイプです。一時的に預かって必要な保護保育をするという事業です。平成26年度は、延6,849人が保育園で利用した実績です。

次に、延長保育事業は、保育園でやっている事業です。新制度になってから、I型II型と2つのタイプを設けておりますが、新制度で保育短時間認定というのがあり、短時間の保育を利用する方がもう少し長く居たいという場合、II型は従来の保育園でやっていた延長保育となります。平成26年度はI型がありませんので、II型で利用していた方ということになります。

4つ目がファミリー・サポート・センター事業です。こども家庭課が所管になります。育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となるボランティア制度です。実際の会員数など実績を示しているところです。

5番目、子育て短期支援事業は2つ事業を紹介しておりますが、ショートステイ事業、トワイライト支援事業で、市内ではなかべ学院、太平学園で実施している事業です。こども家庭課で受け付けをして、実際に事業をしているものです。

6番目、病児・病後児保育事業で、こども家庭課の事業で、市内に4つ施設があります。平成26年度の利用者数をご紹介しますが、利用者の時期が集中するという点もありますが、利用したいという方が多い事業です。

7番目、放課後児童クラブです。これは多くは小学校の空き教室を利用したり、他の建物で行っている場所もあります。今年度新制度になってから、対象児童が小学校6年生まで拡充されたところが、昨年度と大きく違うところです。

次に、養育支援訪問事業です。ここからこども保健課が所管となります。養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師、助産師、看護師、保育士や養育支援訪問事業支援員がその家庭を訪問するという事業です。特に訪問が必要であると判断する家庭については、資料に明記しております。昨年度の実績は資料のとおりです。

9番目、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）ですが、生後4ヶ月を迎えるまでの乳児がいる家庭に100%全戸に訪問しようとするものです。平成26年度は93.5%の訪問ができているというところです。

10番目、妊婦健診です。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、妊婦が安全な分娩を行えることを目的に、必要な妊婦健診について公費負担をするものです。ひとりの妊婦に14回程度の健診があり、平成26年度の実績はそれぞれの回数の率を出しております。

13番目、利用者支援事業は、2つご紹介しておりますが、1つがこども育成課のカウンターで受け付けに常駐しておりますが、専門員を配置してご案内をしております。こども未来部ができた時は、こども未来部の水先案内人として案内したり、窓口に来られた方の案内や、入所などの案内をしております。1日に5～6件平均でご相談を受けている事業です。

13番目のもうひとつ、利用者支援事業（母子保健型）については、下関市妊娠・子育てサポートセンターをこども保健課に設置したものです。妊産婦さんのご相談をお受けできるようにしています。これは始めたばかりのものです。

これが、13 事業をご説明したのですが、最後に、教育・保育の量の見込みと入園状況について、幼稚園、保育園の入園の状況を説明しております。13 ページは合計ということで、支援事業計画、アンケートをとって、幼稚園、保育園、こども園に保護者の方が行かせたいというアンケート結果の、平成27年度の量の見込みに対し、実際に入園されている方が何人か、という状況を示しています。14 ページは、1号認定こどもと従来型幼稚園児、15 ページは、2号認定こども3歳～5歳保育認定こども、16 ページが3号認定こども0～2歳保育認定について示しています。量の見込みは、アンケートで数字を出していますので、実際にはどうなのかということで、13 ページの合計でみると、彦島、山陽、豊浦地区が量の見込みの方が実際に入園されている方より少なくなっている。この内訳を見ますと、幼稚園タイプのお子さんでみると、本庁地区、山陰地区が量の見込みが実際に入園されている方より少ないという地区が見られます。保育園タイプ2号3号でみると、2号であれば、山陽、豊浦地区が量の見込みより実際に入っている方が多い、3号であれば、彦島、山陽地区が量の見込みより実際には入っている方が多いということが見られます。まだ分析的なことは示しておりませんが、計画の検証という意味ではここ、実際の入園者数の推移をおさえて、見直しが必要であれば見直し、というようなことです。簡単ではございますが、以上で事業の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。長い説明で、今までの2年間取り組んできた情報がだいぶお分かりいただけたのかなと思います。今回初めてご出席いただいた方もいらっしゃると思いますので、わからなかったこととか、ここはどういう意味かとか質問とかこれが不足しているのではなど、またこれまでの委員の中でも、ご意見やご質問、市の方にもご質問をしていただければと思います。ございませんか。始まったばかりですので、これから実施状況が少しずつわかってくるので、数字の変化も出てくると思いますが、今回初めて参加された委員さん、子育て中でいらっしゃいますか。難しいことがたくさん出てきていますが、下関市の子育て環境はどのように感じていらっしゃいますか。

○委員

今子育て中で、市民の立場として参加させていただいておりますが、先日から“For Kids”プランの冊子を見て、日頃普通に暮らしている中では見えない制度というものすごくたくさんあって、行政の方々がここまで考えてくれていることを実感しましたが、実際僕の職場とかでも子育ての不安、待機児童ですぐに保育園に、家の近くの保育園に入れなくて他の保育園にお願いしたから、通勤時間が大変だと話していて、そういうことはあると思いますが、もう一つ気になるのが、保育士さんは大変な仕事だと思うんですが、自分の子どもをかわいがってくれていた保育士が辞められてということが結構多くて、保育士に対する支援というものが行政の中でも注目を浴びている部分なのかが気になっているところです。

○会長

いいご意見ですよね。保育士さんのことはこの中に全く取りいれられておりませんが、どう思いますか。

○委員

非常にありがたいお話です。確かに全国的にも言われていますが、ここ下関市でも保育士不足というものが取り沙汰されていて、そのために、国も県も市も少しでも処遇から改善していこうという国

の動き、市の動きがありまして、それに今少しづつではありますが、処遇改善に取り組んでいるところですが、もっと言えば、素晴らしい子ども達、これからの将来を担っていく子ども達を日々保育していく先生がたもやる気になるためには、もちろん職場の雰囲気というものもあるとは思いますが、経営側からすれば、処遇を少しでも上げていく形で労に報いていくということが、一番先生方にとってもいいのかなと思って、今一生懸命頑張っているところです。

○委員

保育士に対しては国の制度として処遇改善という形で出てきております。ただ、他の職種に比べて低い賃金であることは間違いないということもあります。それと併せて、保育士というのは専門職である、いわゆる国家資格を持った専門職、いわゆる専門的な知識というものを研修等でしっかり積み上げていかなければいけないということもあります。なにより命をお預かりしているということもあります。ですから、そういうことで、先にいただいた27年度実施計画の中で、研修制度の充実、実際に研修にでていけるような人の配置だったり、あるいは他に配置があったり、まだまだ保育士さんに対してはこれからいろいろとやっていかないといけないことがたくさんあります。保育連盟では保育士さんも不足していること、潜在保育士、資格を持っていながら働いていないということがあるので、いわゆる保育園に就労できるように、そういう研修制度というものを保育連盟では今年も3回くらい開催しており、第1回目は横山先生に講師としてきていただきお話いただいて、そういった形で一生懸命やっているところです。

○委員

職場の改善ということもこれを含めてやっているところだと思いますが、あと一つ大事なことがメンタルヘルスというか、すごく大変な業務の中で、高齢者の介護の部分でもいっしょですが、精神的な部分の充実が必要ではないかと思います。よろしくお願いします。

○委員

関連することですが、これは情報ですが、山口市ではいわゆる保育士の人材養成もありますが、子育て支援員研修を行政が開いていく、そのようなものを開講していけば、市内にいる保育士、幼稚園教諭など、支援センターをやっている職員が受講するのかどうかというアンケートが、4月の時点で全員に回っているんですね。私も支援センターを始めてから既存の保育園、幼稚園の教諭だけでは足りないのではないかと現実感じていて、子育てを終えたお母さんたちはパワーもあって、そのあたりを人材として有効利用する制度を検討しなおして、次の保育スタッフとして育成するような、そういうような制度が下関市にあるのかどうか、そのあたりをちょっと聞いてみたいと思います。

○会長

下関市の方でそういう専門職プラスあるいは潜在的に力のある方たちをサポートする、予定あるいは計画を作っていますか。

○田中こども育成課長補佐

子育て支援員の研修、やはり新制度の中でメニューみたいなものを示されている研修がございます。実際に今うちの方でやっているのが県と調整しながら、役割分担を決めるということも含めて実施する

方向で、どのように進めていくか協議をしているところです。今のお話は支援センターの職員、保育士の資格を持っていない方のことと思いますが、確かに需要はあると思います。市では実際に予算化をして事業としてはできていませんが、県の方で実施するものもありますので、何らかの形でご案内できるかなということ調整をしているところです。

○会長

今のは、子育て支援の支援員さんの話ですよ。保育士さんの話ではないですよ。実際保育士さんは人数が足りないと言われていますが、しかし、潜在的には資格を持っているけれども働いていない、いったん辞めて働いていない、という方もおられ、ベテランの方も資格を持っているけれども働いていないという人が、市内にはたくさんおられるかもしれません。また、若い方たちも現場に出れば様々なことが降りかかってしまいますから、それをサポートするという形が、園内だけでは難しいかもしれない、そういうことかもしれません。そういう働きたい人を働く場所に紹介するという、人材をきちんと育成して、働くところに持って行く。そして、さらに若い人がもっと勉強したいときにそれをサポートでき、そうすることがひいては子どもの支援につながり、全体の子育てのレベルが上がっていくという、何かのきっかけになっていくということもあると思いますが、市はそういう保育士さんの研修はそれぞれに任されていたということでしょうか。そういう回数が増えて、若い人たちが勉強する機会があり、困った時にお母さんたちにサポートしてもらえるかもしれない、保育士さんたちが本当にサポートされるものがあつたらどうかというようなことだと思います。

○委員

実は私立幼稚園協会、山口県レベルで、今の問題は幼稚園教諭、保育士資格を登録制度にして、それを今度誰がどのような資格を持っているか把握して、われわれが積極的に働きかけようと、そういうことを考えているんです。だから、こういうことを市のレベルで考えていただけたら、われわれは助かるんですよ。登録制度というものを考えたらどうですか。それからもう1点、情報として聞いているんですが、保育士の資格を介護士とだぶらせると、そういう話が今あります。だから今度逆に言ったら、もつてのほかですよ。保育士が介護士にとられてしまうということですよ、同じ免許にするという動きが少しあるということなんです。だからこういうのは一切やめていただいて、やっぱり子ども・子育てが国の基幹ですよ、一番大事なこと、山口県では年間2万人の子どもが減っている、10年で20万人、100年たったら200万人ですよ。ま、そういうことはありません。山口県の人口が今、140万人、そうなったら山口県は100年もたないんですよ。だからそういう時に今おっしゃった幼稚園教諭、保育士の確保、一番大事な問題だと思います。お願いします。

○田中こども育成課長補佐

今、介護の職員が非常に足りない、保育士も足りない状況ということで、増やそうと政策的な動きを、国をあげて動いています。かたや人口も減少しているという状況もあって、ずいぶん先を見ると一方的に増やすだけではと疑問もあつたと思います。新聞で見たのは、今からそういった介護の資格と保育士の資格を併せた時に、どういう問題点がでるかということを検討していく、という考えが視野に入ってきたという状況だと思います。ですから、直近ですぐそうなるということではなさそうでした。ただ先々の状況を見据えているいろいろと考えて行かないといけないという意味では国も考え始めている、具体的に考え始めているという状況のようでございます。

○木村部次長

市の登録の実態については、今登録制度というのを設けて、そして、そういう方が登録をしているのでどうですかということするには法律の壁があって、資格を下関市として持っていないので、できない状態です。なので、どこか民間機関に委託をしてお願いするというようなことで国の方も考えておりまして、中核市である下関市ではすることができるということで考えてもみたのですが、なかなか全国的にも市レベルでやっているところはほとんどなくて、県レベルの方では、登録制度が山口県の方では社会福祉協議会が請け負ってホームページにも公開をしているところです。ただ、実効性があるかという、なかなか県全体でとなると、下関市でやった方が実効性があるのではないかと、ここで考えなければいけないところです。市が直接というのは法律の壁がありますので、難しい状況ではあります。

○委員

三セクを作ってやったらいい。

○木村部次長

検討をします。

○委員

拠点施設について、拠点の中で一時預かり事業をやっていると思いますが、既存施設の保育所、幼稚園の中で、実際に預かれないという人数がどのくらいあるのか、お聞きしたい。一時預かりはふくふくこども館でもやっていると思います。ニーズはかなりあると思いますが、そこから出てくる問題を既存の保育園、幼稚園につなげていくとか、子育て支援につなげていくとか、そのようなアイディアはあるのか、お聞きしたいと思います。それから、もう一点は、たぶん県は拠点の促進事業として、支援センターを増やしていくということを伺っているのですが、下関市は既存の施設、保育園や幼稚園の拠点施設はありますが、民間の拠点施設というのは、数はあるのですが、ちゃんどねつとはありますが、そのあたりの研修や増加に向けて、民間の拠点に対して助成や委託というものはないのでしょうか。教えてください。

○会長

子育て支援拠点事業について、市の方で、民間の拠点施設に対して支援があるのかどうかということでしょうか。

○委員

では、私の方から説明します。子育て支援員も含めてですが、もともと子育て支援拠点事業というのは、保育所がやっていた子育て支援センターと子育て広場とあって、NPOあたりでお母さんたちが商店街の空き部屋を使って、お母さんの目線でやっていくというものでして、それが、子育て支援センターと子育て広場を一つにして、子育て支援拠点事業になりました。私は山口県の会長をやらせていただいているのは、あくまでも保育所ベースの子育て支援センター連絡会で、年に1回の総会、研修会、情報交換会をやらせていただいています。そのうえで、おっしゃったように、山口市の取組というのは、支援

センターというより、山口市は転勤族が多いところですので、お母さんたちが手をつないでいこうということで始まったのが、山口の「てとてと」や「あっと」さんというところであったり、そういった意味で生い立ちが違うんですね。そういったところというのは、あくまでもお母さんが遊びに行き、元気なお母さんがもっと元気になれるような取り組みをされています。むしろ支援センターが受けて立っているのが、本当に地域の中で育児放棄であったり、育児に困っている、不安を抱えているお母さん方を、どう保育園という、あるいは幼稚園でやっているところもありますが、人的物的な支援というものがあって、それを使って少しでもお母さんたちを元気にしていただくということからスタートしたものですから、少し趣が違うわけですね。それは、一つの制度の中で、一つの事業になってしまったので、非常にわかりにくいことがあって、さっき言われたように、子育て支援員の方は、お母さんにキャリアを積んでもらって、もっと元気になってもらおうというのが、子育て支援員研修会、保育士の資格を持っている方もいらっしゃるのですが、ちょっとそういうところで違うのかなと。下関市はもともと子育て支援センターが充実していて、その充実の中で子育て支援をセンター中心にやってきたという、山口市のようにお母さん方が元気になって発信している拠点事業とは、ちょっと温度差というものがあつたり、また、同じ財布の中からお金はでていくのですが、少し来られる方の思いというものが違うのかなということを感じているところです。

○会長

その他ありますか。

○委員

せっかくの機会なのでお聞きしたのが、利用者支援事業の中の、母子保健型というものがありますが、具体的に取り組みが始まっていれば、教えていただきたいと思います。

○柿澤こども保健課長

今、ご質問いただいたのが、先ほどの説明資料の地域子ども・子育て支援事業の③利用者支援事業、母子保健型で、下関市妊娠・子育てサポートセンターを設置させていただいておまして、実際には平成27年3月にこども保健課の中に母子保健コーディネーターという助産師を1人常勤で配置しております。具体的には、出生届があがってくる中で、気になる方にお電話で相談させていただいたり、ここには書いていませんが、産婦人科を通しまして、妊娠7か月の時に「何か心配事がありますか」という形でアンケートをとらせていただいて、その中から気になるお母さんに電話をさせていただいて、継続的にかかわらせていただくという形で、少しずつ相談を受けている状況でして、まだ、具体的にというより相談を通して少しずつやっていっている段階です。

○委員

実は、子育て支援の方で、柏市と下関市で支援センターに来るお母さん方にアンケートをとった時に、実際に自分がお母さんになる前に、乳児とかかわったことのあるお母さんと、経験のないお母さんで、プラス感情が高い低い、マイナス感情の高い低い差がでたということがあって、こういった意味では保育園にしても乳児とかかわっていく支援センターにしても、妊産婦さんが遊びに来た時に、保育園としてお役に立つことがあるのかなということで、サポートセンターと保育園がタイアップしていけるような、そういう母子保健型のセンターとなっただけならうれしいなと、ぜひともお願いしたいと思

います。よろしくお願いいたします。

○委員

少し中身に入って教えていただきたいのが、27年度から新しい制度が始まって、そして需要と供給について、実際にどれだけ需要があって、どれだけ提供できるかということが出てきたわけですが、27年度当初においては、アンケート、これは抽出型ですから全体の数字を網羅している訳ではありませんが、だいたい大まかな数を出していきながら、利用定員を決めて行ったということですが、資料にあるように、実際蓋を開けてみると、ずいぶん乖離があるということが、それぞれの地域において出てきているということで、これをある程度調整しながらということで、こういった審議会の中で、いろいろとお話されるのかなと思います。審議会というのは、何か月に1回ぐらいですから、この教育・保育の量の運営状況について、これからどういうふうな行程で調整されていくのかということをお聞きしたいと思います。

○田中こども育成課長補佐

今日初めて事業の状況をださせていただきました。当然計画と差がございます。この推移については、これから見て行きながら、各施設の、公立については我々の方で判断しますが、私立についてはそれぞれのご意向を9月にはお聞きしたいと、意向というのは今の状況を踏まえて、今後の利用定員についてどのようにお考えか、ということ、また、幼稚園の新制度に移行されるご意志をお持ちかどうか、今後どのようにお考えかという内容、保育園についても認定こども園に移行するとお考えのところもあると思いますので、そういったご意向をお聞きして、その数字がそろった時に、9月の後半を目指してやろうとしているところですが、その時に地域ごとの見込んだ数字とその利用定員の合計を比較して、今の利用定員を見直していくということをしなければいけないと思っています。これは継続してやらなければいけないことですし、認定こども園を推奨するという立場でありますので、予定というか目標に沿って行けるかどうかということとを並行して作業をしていきます。意向調査が9月の後半、来年度の入園の申込が昨年を例にとってみれば10月後半に始まってまいります。その時にはある程度のことが見えていないと市民の方にご案内しにくいかなということがありますので、その時期が一つの目安なのかなというところです。

○委員

資料の「子ども・子育て支援制度」の中の、「教育・保育の場の選択肢を増やす」のページにある、幼稚園は3～5歳で1号認定こども、保育所0～5歳の2号・3号認定こどもという区分は、下関市独自のものでしょうか。

○川口こども育成課長

これは全国統一の区分です。

○委員

そうですね。これは国の考えですね。この考え方は少し古い。今まで私立幼稚園は、県の管轄でしたから、市は全く内容をご存じないと思いますので、国の方針に追随されていると思いますが、実際は幼稚園は2歳になってから入園していいんです。だから、我々は3歳未満さんを受け入れている。1

号認定こどもと2号認定こども、お母さんが仕事をされているお子さんも私立幼稚園に来られているのです。だから、幼稚園は1号だけというのは前時代的なものなんです。私立幼稚園の中にも2号の枠を入れるべきではないかと、市がもう少し勉強して、私立幼稚園はこういう内容でやっているんだよということを把握する必要があるのではないかと思います。実際に、前年度もこの場で、私が申し上げないと、皆さん私立幼稚園がどのようなことをやっているかということ把握されませんので、申し上げたんですけれども。朝は7時半から子どもを受け入れます。14時に降園、18時までには預かり保育で預かります。それから、夏休み、冬休み、春休みをお預かりします。今日うちの園は、40数名来ています。預かり保育で。だから、幼稚園は夏休み7月21日から8月末までお休みというのは、前時代的なんです。だから我々はそういうふうにやっていますから、それを市の計画に今から取り入れるべきではないかと思います。そしたら、もう少し実態にあった数字、計画が立てられると思います。どうですか。

○木村部次長

おっしゃるとおり、親御さんが働いていても幼稚園さんにかよっていらっしゃる方がいらっしゃることは把握しております。今回のアンケートの中では「親が働いているけれども幼稚園がいい」ということで幼稚園に通っていらっしゃる方も含むということで、数字は把握しております。なので、1号認定こどもというのは、国の法律で言えば、「親が働いていない」ということが条件ではありません。親が働いていても保育園の希望がなければ、2号認定を受ける必要はありませんので、幼稚園に行きたいという希望があれば「1号認定こども」ということで大丈夫ですので、もちろんその内容はご存じの上であえておっしゃっていると、釈迦に説法のところではありますが、とはいえ、幼稚園の実態は把握していかねばならないということは思っております。ただ、これまで幼稚園は県が相手でしたが、今年度から給付の形がかわりまして、義務的経費以外の部分について、幼稚園のご努力で預かり保育をされている部分については、県が補助金を出すということで、18時まで預かったり、夏休みの預かりであったりを実施されているというのが私立幼稚園の実態と思います。

○委員

その私立の幼稚園の内容を市の子ども・子育てに反映されたら、満2歳から5歳の、子育ての枠が増えますよということです。そのあたりを加味されたらどうですか。私立幼稚園にアンケートして積極的に把握されてみてはどうですか。今は私立幼稚園は保育園にあるような子育て支援センターのようなものはやっていないけれども、もう少し市内にある私立幼稚園の安心・安全の設備を利用されたらどうですか。

○会長

ご意見はよくわかります。

○佐伯部長

答えになるかどうかわかりませんが、幼稚園はどのようなことをされているのか、行政はどのようなことを考えているのかということ、今後情報の共有を図りながら、子どもたちのいい環境を作っていくことに努めていきます。

○会長

そうだと思います。一番そういう情報がほしいのは、子どもが産まれたばかりで、どうやって幼稚園、保育園を選んだらいいのかわからないという、子育てをされているお父さん、お母さんにたくさんの情報が渡されること、そこから選択していけるようにしてあげられるように。そして、子どもたちがひとりでも多くよく育ってほしいという願いを込めて、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。よろしいですか。

○委員

最後によろしいでしょうか。とても丁寧な説明をいただき、勉強になりました。前々から質問したかったのですが、子ども・子育て支援新制度について、新しく制度化された地域型保育事業の0・1・2歳児について、ここの数が本当に見えないんですね。下関市は新しく制度化された地域型保育について、どのように数を把握されていて、今後どのように導いていこうとされているのでしょうか。質問の意図は、昨今問題になっていますよね、無認可の保育所の管理、安全のこととも関係すると思います。皆さんが知りたいことではないかと思っていますので、お聞かせいただけますか。

○田中こども育成課長補佐

まず、地域型保育事業については、認可申請は1件もいただいている状況です。お問い合わせとしては事業所内保育、実際に今認可外で事業所内保育をやっているところ、それを請け負って保育をされている事業者から問い合わせをいただいているところです。それは結構多いとおもいます、事業者の数では2~3か所というところですが、具体的な認可申請はまだです。事業所内保育の場合、地域の枠というものが必ず必要ですが、そのボリュームはあまり大きくなさそうですね、今のところ。ですので、今、事業所内保育事業の事業者が認可申請してきても、地域の枠の数字がどんと増える状況にはあまりないのかなという、担当としての感想ですが、そういう状況です。あと、認可外の保育を実際に行っている認可外保育所が小規模保育の事業の認可申請をするという話がありますが、まだ具体的には出てきていません。実際にでてくるかどうか分からない状況です。お問い合わせは1~2件ございます。そういう状況なんですね。ですので、地域型保育で需要を満たそうとすると、今計画化することは難しい状況です。保育の足りない地域で、認可申請が出れば当然認可しますが、ただし、今は具体的にということは難しいという状況です。

○会長

今からそういうことを把握し、提案があればやっていくということでしょうか。

○田中こども育成課長補佐

はい。

○会長

では、よろしいでしょうか。今日はこれで終わりたいと思いますが、事務局から次回の審議会開催について連絡をお願いします。

○事務局（藤野主査）

今後の審議会の予定ですが、先ほど説明いたしました審議会担当事務のうち、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の定員について、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況などのご意見を伺うために、年度内に最低1回は開催したいと考えております。次回の審議会の開催時期につきましては、年明け1月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。このほか、幼保連携型認定こども園の認可等の申請があった場合も、委員のご意見を伺うために審議会を開催する必要があります。時期については、申請があった時に判断させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○柿澤こども保健課長

最後になりましたが、1つPRをさせていただきます。お手元に「189」のリーフレットを置かせていただいております。7月1日から児童相談所へのダイヤルが3ケタ化されまして、「189」を押していただければ、ここであれば下関児童相談所につながります。虐待など、地域の皆様で子どもを見守っていただき、気がついたら相談機関につなげていただくということが重要になりますので、かけやすくなったということをお知らせしますので、PRしていただければと思います。

○会長

それでは、以上をもちまして、本日は終了いたします。ありがとうございました。